

# 古武術競技会組織委員会規定 本則

令和3年制定





# 古武術競技会組織委員会規定

## 《総覧》（目次）

前文

### 第一章【目的】

第一条	古武術競技会組織委員会の定義
第二条	古武術競技会組織委員会の目的
第三条	古武術競技会の定義
第四条	古武術競技会の目的
第五条	本則の役割
第六条	細則の策定

### 第二章【競技会】

第一条	認定競技会と公認競技会の設置	
第二条	認定競技会	
第三条	公認競技会	
第四条	公認競技会の明示	
	第一項	表示文字列
	第二項	認定記号の表示
	第三項	認定ロゴマークの表示
	第四項	認定期間
	第五項	表示違反への対処

### 第三章【規定評議組織】

第一条	規定評議委員会の設置	
第二条	規定評議委員会規則	
第三条	規定評議委員会の組織	
	第一項	顧問
	第二項	議長
	第三項	書記
	第四項	組織委員
第四条	規定評議委員会の構成員の選出投票	
	第一項	有効票
	第二項	議長の選出
	第三項	議長の選出に対する疑義
	第四項	組織委員の選出
	第五項	選出投票の実施要領

### 第四章【規定評議委員会会議】

第一条	規定評議委員会会議の定義	
第二条	規定評議委員会会議の開催	
	第一項	定例会議
	第二項	競技会準備会議
	第三項	競技会調整会議
第三条	事務局の参加	

次ページに続く

# 古武術競技会組織委員会規定

## 《総覧》 続き

### 第五章 【改定】

- 第一条 本規定の改定
- 第二条 規定評議委員会会議の議決
- 第三条 規定の改定における例外
- 第4条 改定記録

### 第六章 【組織委員会事務局】

- 第一条 組織委員会事務局の設置
- 第二条 組織委員会事務局の目的
- 第三条 組織委員会事務局の定義
- 第四条 組織委員会事務局の役割
- 第五条 組織委員会事務局の組織
  - 第一項 事務局長
  - 第二項 事務局員
  - 第三項 事務局の役職
- 第六条 組織委員会事務局規則の制定
  - 第一項 事務局規則の策定組織
  - 第二項 事務局員による規則改定要請

### 第七章 【教場】

- 第一条 古武術競技教場の設置
- 第二条 古武術競技教場の定義
- 第三条 古武術競技教場の目的
- 第四条 古武術競技教場の認定
- 第五条 古武術競技教場の構成
  - 第一項 教場構成員の名称
  - 第二項 教場長
  - 第三項 指導員
  - 第四項 生徒
- 第六条 古武術競技教場の廃止
- 第七条 古武術競技教場規則の制定
  - 第一項 教場規則の策定組織
  - 第二項 教場長による規則改定要請

### 第八章 【指導員】

- 第一条 古武術競技指導員の定義
- 第二条 古武術競技指導員の種類
- 第三条 古武術競技指導員の認定
  - 第一項 認定試験の実施
  - 第二項 認定の取り消し
- 第四条 古武術競技指導員認定規則の制定
  - 第一項 指導員認定規則の策定組織
  - 第二項 指導員認定規則の改変

# 古武術競技会組織委員会規定

本規定は令和4年1月1日より発効する。

## 【前文】

(令和4年1月1日)

日本の武士は平安時代中期以降の9世紀末から10世紀にかけて生まれたと言う。初期の頃には朝廷に仕える者や豪族として活躍する者もあったが、公に武装する事が認められ、公の任に就く者を武士と言った。

武士の登場から時を置いて室町の時代に、現在に継承される古流武術が明確な形で文献に現れるようになる。従って、検証可能な日本における古流武術の歴史は概ね700年と言える。

このような歴史を持つ武士にとって活躍の舞台であった戦場で工夫し、作り上げたものが現在古武道と称される武術である。しかし、日本の古流武術は、単に軍事的側面だけでなくその武術が成立した時期の文化や風俗を背景としていることに特徴がある。

特に日本の武士は朝廷のもと、自らが王になる事を求めるのではなく、治世を行う事と自身の領地安堵を目的とした事に大きな特色がある。

このような背景から、武家の文化には他国の貴族文化に見られる側面と、庶民の文化に見られるような側面を併せ持つ特徴がある。つまり、日本の古流武術は日本固有の文化の一面を現しているものであり、日本文化を語る上で欠かせない要素の一つである。さらに、武術は武家だけのものではなく庶民の立場や生活に根ざした文化の背景があり、医術や芸術をも共有していたのである。武士の気概と誇り、そして争いを治める庶民の知恵。そこに深い歴史的な意義と、文化財としての価値が存在する。

そして、武術を修行する過程においては、師のみならず、他の修行者や主君に対しての礼節はもちろん稽古中に発生する怪我や病気において、武術家には少なからず医術の心得が求められた。時には領民の健康への配慮も求められる事もあった。その為、流派によって医術の伝承も行われたのである。

一例を挙げるならば、柔道の創始者が柔道整復士の基礎を築いた事が良い例である。

上記のような歴史と文化的背景を鑑み、先人の知恵と教えを現代に継承する事を目的とし、古人の知恵を眼に見える形で表現することが重要と考え、古武術競技会を発案し古武術競技会組織委員会の設置によって、この普及と練磨の場を提供する。古武術競技会においては、技や術の運用から得られる健康的な姿と協調する楽しさを競技の形で見せる事を試みる。

また、古武術競技会組織委員会の設置に伴い、普及・習得の場として古武術競技教習場を設置すると共に、指導員の育成と認定を行うものとする。

上記の理念に基づき、古武術競技会は多くの同志の参集と文化の発展を願い、社会貢献の一助となることを念じるものである。

## 第一章【目的】

(令和4年1月1日)

- 第一条 古武術競技会組織委員会の定義  
古武術競技会組織委員会は古武術競技会について本則前文の理念に基づいて、古武術競技会の実施と円滑な運営並びに普及を行うために設置される組織であり、発起並びに運営母体からの流派や価値観からの独立性と他流派との公平性を担保する事を目的に肥前春日流春日会からの負託を受けて設置する外郭組織である。
- 第二条 古武術競技会組織委員会の目的  
古武術競技会組織委員会は本則前文の理念に基づき、愛好者による演技を広く公開し、多くの人々に古流武道を背景とした運動に触れる機会を提供することを目的とする。
- 第三条 古武術競技会の定義  
古武術を愛好する諸氏並びに関心を持つ方々に対し、一つの基準を通して平易に評価できる仕組みづくりを試みる場として競技の場が設置され、競技を通して練磨と研鑽が成されることを目的とした競技会である。
- 第四条 古武術競技会の目的  
古武術競技会は本則前文の理念に基づき、愛好者による演武と競技を広く公開し、多くの人々に古流武道を背景とした運動の素晴らしさを伝える。そして、愛好者の発表の場として研鑽の成果を実感し更なる目標を得る事のできる場を提供することを目的とする。
- 第五条 本則の役割  
本規定本則は古武術競技会の円滑な運営と発展を目的とし、競技会の定義、組織の規定の他、競技会運営の基礎となる規定を設ける。
- 第六条 細則の策定  
競技会運営に関わる詳細については、個々の必要に応じて詳細規定を設ける。これ等詳細規定は本則に根拠を求めるものとし、独立した詳細規定はこれを認めない。

## 第二章【競技会】

(令和4年1月1日)

**第一条** 認定競技会と公認競技会の設置  
競技会の規則を明示し、ローカルルールや個別の競技会での特例規則の発生による規定やルールの混乱を防止することを目的として、認定競技会と公認競技会を設置する。認定競技会と公認競技会に該当しない競技会は、これを評価、記録、認知の対象としない。  
競技会の実施に関する詳細は組織委員会の定める古武術競技会運営規則（以下、運営規則と称する）により規定する。  
競技会は組織委員会の運営規則の定めにより、組織委員会またはその認定を受けた実行委員会の責任下において実施しなければならない。

**第二条** 認定競技会  
古武術競技会組織委員会 認定競技会は本大会、支部大会、予選大会の3大会とし、組織委員会を運営母体とする。  
なお、認定競技会は組織委員会委員が運営委員として監視、監督する。  
認定組織委員会での出場者の成績は組織委員会によって記録、公開される。  
また、記録された成績はランキング付与の対象となる。

**第三条** 公認競技会  
公認競技会は、古武術競技会組織委員会が認定する愛好団体が独自に実施する競技会であって、組織委員会の定める運営規則に準じた競技会開催申請を行い、組織委員会の定める認定基準審査（以下、審査と称する）による認定を受けて開催される競技会である。  
公認競技会での出場者の成績は組織委員会によって記録、公開される。

**第四条** 公認競技会の明示  
審査により認定を受けた競技会は、組織委員会が認知し、記録の対象とする公式のものであることを明示することで、出場関係者に対して正式であり組織委員会の運営規則に準じた主催者の責任下にある参加意義が担保された競技会であることを明示することを目的として、以下の定めに従って公認競技会であることを明示するものとする。

### 第一項 表示文字列

表示文字列は「古武術競技会組織委員会 認定競技会」とする。

### 第二項 認定記号の表示

表示文字列に近接して「認定番号」の文字列に続いて組織委員会発行の認定番号を表示する。

認定記号は表示文字列の同一行に一文字分の空白を置いて続きの文字列として表示するか、表示文字列末尾の「会」の文字と同一字数位置に右詰または下詰めとなるよう表示する。

### 第三項 認定ロゴマークの表示

認定文字列の先頭文字に先立つ位置に、組織委員会の定める認定ロゴマークを表示する。

ロゴマークは「組織委員会認定ロゴマークの使用に関する規定」に準じて表示する。



#### 第四項 認定期間

表示文字列、認定記号、認定ロゴマークの使用は競技会開催申請時に申請した告知媒体、開催会場、その他の表示文字列、認定記号、認定ロゴマークの表示対象に対し、組織委員会が許可する期間と条件において、その使用を認める。

#### 第五項 表示違反への対処

上記条項の違反に対しては主催団体、主催責任者および運営管理者が関与する競技会に対し1年間の認定停止ならびに認定停止リストへの記載を行い、これを公表する。

ただし、公表形態は開催地区と主催団体。申請地区とリスト掲載者名とする。認定停止の公表期間は認定停止期間とする。認定停止リストに記載された個人名にあって、特定の個人が認知される状況にある場合は、個人情報保護法に基づく個人情報の取り扱いに準拠した取り扱いを行う。

### 第三章【規定評議組織】

(令和4年1月1日)

#### 第一条 規定評議委員会の設置

本規定を評価し協議を行い規定の追加及び削除、改定を実施する規定評議委員会を設置する。

規定評議委員会は組織委員会の下部組織として設置される。

#### 第二条 規定評議委員会規則

規定評議委員会は規定評議委員会規則の規定に則して運営される。

(古武術競技会規定 付則 規定評議委員会規定)

#### 第三条 規定評議委員会の組織

規定評議委員会の構成員は顧問1名、議長1名、書記1名、組織委員6名により構成されるものとする。

規定評議委員会の構成員の定義は次の項に定める通りとする。

##### 第一項 顧問

顧問は春日会会長が努めるものとし、任期は春日会の規定に準じる。

顧問は規定評議委員会の会議において議決権を持たない。

したがって規定評議委員会の会議における多数決を行う場合、顧問はこれに参加できない。ただし、組織委員の意見の集約が見られず議決できない場合は顧問は議長に対して議決意見を発し、議決を促す権限を有するものとする。

この場合、顧問は「目的」「趣旨」「結論」を明示し権限の発動を議長に申告するものとする。また、顧問は議決に対して拒否権を有する。この場合、顧問は「目的」「趣旨」「結論」を明示し権限の発動を議長に申告するものとする。

##### 第二項 議長

議長の任期は3年とし、議長は規定評議委員会の会議において議決権を持たない。

したがって規定評議委員会の会議における多数決を行う場合議長はこれに参加できない。ただし、組織委員の意見の集約が見られず議決できない場合は議長は顧問に対し、議決意見の発動を求めることが出来る。また議長は適宜、顧問に意見を求め、議長見解を発し委員の協議を促す事ができる。

##### 第三項 書記

書記の任期は3年とし、書記は議事の進行内容を記録する。

書記は議事の進行記録として、会議内容を録音、または録画し組織委員会本部にてこれを保管する。書記は30日以内に議決内容を議事録にまとめ、これを会議参加者に配布すると共に組織委員会本部で保管する。

#### 第四項 組織委員

組織委員の任期は2年とし、組織委員は本規定並びに競技会の運営状況の監視、監督を行い競技会の円滑な運営と発展を目的とした規定の追加、削除、改定の協議を行う。

また、認定競技会の顧問として運営委員会に参加しなければならない。公認競技会においては、競技会の運営方法や経験の教示を目的に主催者の要請に組織委員会委員個人が個別に応じるものとし、運営委員に組織委員会委員の参加義務を課さない。ただし、主催者の要請により運営方法や経験の教示を求められた場合組織委員会委員はこれに対して真摯に対処、教示しなければならない。

## 第四条

### 規定評議委員会の構成員の選出投票

議長、組織委員の選出投票は、各任期満了の30～60日前に実施する。投票実施の40～50日前迄に文書にて選出投票の実施予定日と立候補並びに推薦手続きの案内文を配布する。選出候補者の届出は選出投票の実施予定日の30日前迄とする。

#### 第一項 有効票

投票された票は、候補者の氏名が明確に判別できるものを有効票とする。票の氏名判別に疑義が生じた場合は顧問の判断により氏名と有効または無効を決するものとする。

#### 第二項 議長の選出

顧問推薦及び春日会推薦。並びに、組織委員2名以上の推薦による推薦候補者または立候補者による候補者を顧問並びに組織委員の投票により選出する。

なお、候補者が1名であった場合の投票は実施しない。

また、候補者が無い場合は次回投票まで顧問が兼任する。

#### 第三項 議長の選出に対する疑義

無投票によって選出された議長において、顧問又は組織委員3名以上による疑義申し立てがあった場合は、この当選を無効とし組織委員の協議により顧問推薦又は再投票のいずれかで議長選出を行う。ただし、再投票を行うとしたとき、再度候補者が1名であり、かつ、この候補者が疑義の申し出のあった人物であった場合は顧問預かりとし、議長の選出は顧問の専任事項とする。

#### 第四項 組織委員の選出

組織委員は20歳以上の古武術競技会組織委員会の指導経験があるもの。あるい公認競技会の運営委員の経験者から、本人の立候補または立候補資格を有する者3名の推薦による者を候補者とする。ただし、候補者は組織委員会の会議に8割以上の出席が可能な者とする。

立候補者が選出数に満たない場合は、必要員数を春日会より推薦し無投票にて任命する。

#### 第五項 選出投票の実施要領

選出投票の実施要領の詳細は組織委員選出投票規定にて定める。

## 第四章【規定評議委員会会議】

(令和4年1月1日)

### 第一条 規定評議委員会会議の定義

本規定の改定は規定評議委員会会議の決議によるものであり、規定評議委員会会議は競技会の実施に伴って発生する各種規定の改変、追加、削除を協議し、本規定の改定を行う唯一の最高会議である。

また、同様に組織委員会の運営に伴って発生する各種規定の改変、追加、削除を協議し、本規定の改定を行う唯一の最高会議である。

### 第二条 規定評議委員会会議の開催

規定評議委員会は定例会議、競技会準備会議、競技会調整会議を開催する。また、組織委員が議長に要請し、議長の承認により組織委員発議による発議会議を開催する。

会議の準備と実施は議長と書記の責任において行われるものとする。議事ならびに進行は運営規則に準じるものとする。

#### 第一項 定例会議

定例会議は規定の見直し並びに競技会の運営、開催に関する協議を2ヶ月に1度実施する。

会議の開催基点となる月は1月とし、会議終了時に次回開催日を決定するものとする。この時、競技会の開催が決議されている場合競技会準備会議、競技会調整会議の初回開催日程も決定する。

なお、競技会準備会議並びに競技会調整会議の開催時期が定例会議の開催時期と混在する場合、議事を並行して兼用する。

組織委員において、定例会議に出席できない場合は議長に欠席を通知すると共に決議を委任する委員を申告する。

議長は申告を受理した場合、速やかに受任の了解を確認しなければならない。確認が得られない場合は委任者に通知し議長受任とする。この場合に限り、議長は受任分の議決権を有するものとする。

#### 第二項 競技会準備会議

競技会準備会議は定例会議において開催が決定された競技会について開催と運営に必要な事項を協議する。

会議において委員の欠席が発生する場合は定例会議の定めに準じるものとする。

#### 第三項 競技会調整会議

競技会調整会議は競技会準備会議を受けて実施された競技会について開催と運営の状況を評価し、改善に必要な事項を協議する。

会議において委員の欠席が発生する場合は定例会議の定めに準じるものとする。

### 第三条 事務局の参加

規定評議委員会の会議が実施される時、実務実行の責任者として事務局より事務局長が同席するものとする。

事務局ならびに事務局長については別途規定する。

## 第五章【改定】

(令和4年1月1日)

- 第一条 本規定の改定  
本規定の改定は規定評議委員会会議の議決を持って行われるものとする。
- 第二条 規定評議委員会会議の議決  
議決は評議員の過半数を持って議決とする。ただし、顧問が拒否権を行使した場合この議決は否決されるものとする。
- 第三条 規定の改定における例外  
顧問規定については評議員の全会一致であり、かつ、顧問拒否権の行使が行われない場合に限られるものとする。  
また、顧問が春日会規定に基づき春日会会長の任を解かれた場合、諸事情により顧問がその任を果たす事が困難または不能となった場合は、議長が春日会に対し速やかな顧問の選任を行うよう要請するものとする。顧問不在となる期間が発生する場合に限り、議長は顧問を兼任する事ができる。
- 第4条 改定記録  
本規定が改定される場合、規定書には改定履歴を冒頭ページに記載するものとする。また、改定の経緯は議事録によって記録され、改定の発議理由、議事経緯、決議結果、賛否状況が改定履歴と対となすよう記録し、保存するものとする。新規条項の追加。あるいは条項の削除についても同様に記録するものとする。本規定の附則等の下位規定についても同様とする。

## 第六章【組織委員会事務局】

(令和4年1月1日)

- 第一条 組織委員会事務局の設置  
古武術競技会組織委員会組織委員会はその決議により発生する事務及び手続きを実施するため組織委員会事務局を設置する。
- 第二条 組織委員会事務局の目的  
組織委員会事務局は、本則に基づく一切の手続き並びにこれに伴う事務処理を行う事を目的とする。また、組織委員会の決議に伴う告知並びに事務手続き、及び事務手続きの一切を行い、組織委員会の実務を円滑に行う事を目的とする。
- 第三条 組織委員会事務局の定義  
組織委員会事務局は組織委員会の下部組織であって、組織委員会の理念を実現するに当たっての実務を行う事務組織である。
- 第四条 組織委員会事務局の役割  
組織委員会事務局は組織委員会の実務を代行し、指導員並びに会員の窓口を担う。
- 第五条 組織委員会事務局の組織  
組織委員会事務局は事務局長と事務局員によって構成される。  
組織委員会事務局の組織が構成される途上にある場合等、組織委員会事務局の組織が機能しない場合は、春日会事務局がその機能を代行する。  
事務局は事務執行に掛かる業務を下記の課と係によって実行する。  
下記に記載が無いものについては、事務局長の申請により組織委員会の承認を経て設置されるものとする。また、廃止も同様とする。
- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 1. 業務課   | 基本事務業務を実行する                      |
| 1. 会員管理係 | 会員の入退会、資格に関する事務                  |
| 2. 広報係   | 組織委員会・競技会の付託による対外広報。             |
| 3. 文書係   | 組織委員会議長の付託による組織委員会議事の保存、各種文書の管理。 |
| 2. 協議管理課 | 組織委員会の付託による競技会の実施、管理、結果記録の実務を行う。 |
| 1. 運営係   | 競技会の実施、運営。                       |
| 2. 認定係   | ランキング等の記録・管理。                    |
| 3. 会計課   | 事務局の会計に関する業務を行う。                 |

なお、事務局長及び事務局員の定義。並びに事務局員の役職に関しては次の各項に定める。

## 第一項 事務局長

組織委員会事務局の事務局長は、次に挙げる事柄においてその全ての責任を負うものとする。

1. 事務局業務執行
2. 会計業務
3. 組織委員会への会計報告
4. 上記に記載の業務に加え、事務局の運営に関わる全ての事項

また、事務局長は次に挙げる権限を有する。ただし、記載事項に無い事柄については組織委員会への事前承認を要す。

1. 事務局業務執行に掛かる事務局員への指揮命令権
2. 組織委員会への報告と承認を前提とした組織委員会予算の執行権
3. 組織委員会への報告と承認を前提とした事務局員の人事権
4. 組織委員会への報告と承認を前提とした対外交渉権

さらに、事務局長は事務局業務執行において業務の性格上知り得る一切の秘密事項について、事務局外への漏洩を禁じる。

また、秘密事項の漏洩禁止に関しては事務局長がその事務局長としての資格が消失して以後、10年間について有効とし漏洩の事実が認められた場合、組織委員会が依頼する弁護士の意見を参考に組織委員会が定める相応の賠償を追うものとする。ただし、事務局長が監督する部下の責任における漏洩にあって事務局長の責任を問うには一定の疑義が有る場合はこの限りではない。

なお、秘密漏洩の謝罪金に関する規定は事務局長の任命において事前に通知し、文書による了承を得るものとし、就業規則に明記するものとする。

## 第二項 事務局員

組織委員会事務局の事務局員は、事務局長の指揮下において事務局運営の実務に従事するものを言う。

事務局員は事務局業務執行において、業務の性格上知り得る一切の秘密事項について、事務局外への漏洩を禁じる。

また、秘密事項の漏洩禁止に関しては事務局員がその事務局員としての資格が消失して以後、5年間について有効とし漏洩の事実が認められた場合、組織委員会が依頼する弁護士の意見を参考に組織委員会が定める相応の賠償を追うものとする。

なお、秘密漏洩の謝罪金に関する規定は事務局員の採用において事前に通知し、文書による了承を得るものとし、就業規則に明記するものとする。



### 第三項 事務局の役職

事務局員は事務局長の人事評価に基づき、下記の役職に任ぜられる。  
なお、各役職の権限は事務局長の専権事項とし、事務局長の責任下において権限の委譲が行われるものとする。

1. 課長 事務局に設置される課を統括し、事務局長を補佐して事務を遂行する責任者。
2. 係長 事務局に設置される係りを統括し、事務局長および課長を補佐して事務を遂行する責任者。

## 第六条

### 組織委員会事務局規則の制定

組織委員会はその事務を執行するため事務局を設置する。その事務局の運営に当たって、事務局規則を策定するものとする。

事務局規則は、事務局が行うべき業務と責任と権限を明記し、組織委員会の維持運営と、円滑な事務運営に必要な規定を設ける事を目的とする。

また、事務局規則は事務局において業務に従事する者の就業に関する規則の上位規定とし、就業の基本指針となすもので無ければならない。

#### 第一項 事務局規則の策定組織

事務局規則は組織委員会の専権事項とする。

#### 第二項 事務局員による規則改定要請

事務局長による事務局の実務現場よりの要請によって組織委員会がこれを認証した場合、これを採用する。

## 第七章【教場】

(令和4年1月1日)

- 第一条** 古武術競技教場の設置  
組織委員会は古武術競技会の普及を目的として、古武術競技教場を設置する。  
古武術競技教場は組織委員会が事務局を通じて運営する直営教場と認定指導員が開催する認定教場とする。  
また、競技会出場を目的とした任意団体に対し、事務局への届出を行い登録認可の登録団体制度を設ける。登録団体には認定指導員の派遣を行うものとする。
- 第二条** 古武術競技教場の定義  
古武術競技教場とは認定指導員の指導により古武術と古武術競技を定期的に練習する事を前提に生徒募集を行い、開催される教場を言う。この時、認定指導員が開催する認定教場の場合は、認定指導員が組織委員会に対して教場の設置申請を行い、認定証の発行が行われたものを正規の認定教場とする。
- 第三条** 古武術競技教場の目的  
古武術競技教場は古武術と古武術競技の普及と競技者の利便を主目的とし一般的な教育的役割と技術の練磨、向上を目的とする。
- 第四条** 古武術競技教場の認定  
古武術競技教場は認定指導員が所定の様式を持って組織委員会事務局に提出し、教場の設置申請を行うものとする。  
様式は古武術競技教場規則に規定するものとする。  
教場の設置申請が提出されたとき、事務局は古武術競技教場規則に基づき、速やかに資格要件の検討を行い組織委員会に報告するものとし、組織委員会はこの報告により認定の可否を決する。  
認定の可否決済の結果は事務局を通じて申請者に通知されるものとする。  
以後の手続きは古武術競技教場規則に規定するものとする。
- 第五条** 古武術競技教場の構成  
古武術競技教場は教場長と指導員ならびに生徒によって構成される。  
古武術競技教場において、教場の運営を認定指導員のみが行う状況である場合や指導員が不足する場合は、教場長の指導員兼務を認める。
- 第一項** 教場構成員の名称  
教場構成員の名称について、独自呼称の使用などによる呼称の混乱の防止と、詐称行為などの不正防止を目的として構成員の名称及び呼称を規定し、認定外の使用を禁止する。  
教場構成員は規定に基づく正式名称は第二項以下に示す「教場長」「指導員」「生徒」とする。  
ただし、各項に一般名称としての呼称を別途規定する。

## 第二項 教場長

教場長は、教場設置の申請者本人であり、主宰者であるものとする。  
教場長は主宰する古武術競技教場の最高責任者であり  
次に挙げる事柄においてその全ての責任を負うものとする。

1. 教場内における事故に掛かる責任。
2. 教場内における法的責任。
3. 事務局よりの「連絡」「通知」「通達」「指示」に関して教場内の手続きを円滑に実施する責任。
4. 組織委員会に対し、事故・登録会員の移動連絡・収支報告等の報告義務の責任。
5. 競技会への参加等、選手届出及び引率などに掛かる責任。
6. 組織委員会への各種支払い義務を果たす責任。
7. 指導員の指導技術向上に資する責任。
8. 指導員の監視・監督に関する責任。
9. 生徒の安心・安全・利便に資する責任。
10. 他教場に対しての善意の協力責任。
11. その他、教場の運営において、教場と組織委員会の共存と繁栄に資する責任。

なお、教場長の一般呼称は「教場長」または「場長」とする。

## 第三項 指導員

指導員は規定に定められた認定を受け、指導資格を与えられ  
教場長が事務局に指導員登録を行ったものを言う。

指導員は教場長を補佐し、教場の円滑な運営に尽力しなければならない。

また、教場長が教場内に負う責任範囲を全うするに必要な支援を行わなければならない。

指導員は生徒の技術向上と安心・安全に配慮し、生徒が快適に練習できるよう努力しなければならない。

なお、指導員の一般呼称は「指導員」または「コーチ」とする。

## 第四項 生徒

生徒は教場を通して会員となり、事務局に登録されたものを言う。  
また競技会に参加し、成績登録された生徒は「選手」と呼称する。  
なお、選手以外の生徒に対しては一般名称は定めない。

## 第六条

### 古武術競技教場の廃止

古武術競技教場は教場長が所定の様式を持って組織委員会事務局に提出し。教場の廃止申請を行うものとする。

また、教場廃止に伴う指導員や生徒の不利益を防ぐ事と、廃止に掛かる教場長の負担軽減と支援を目的として、廃止申請は規定の様式のほかに、廃止理由報告(廃止に到る経緯の報告)、廃止に伴う指導員及び生徒の処遇に関する計画書。並びに同意書が提出されなければならない。

様式は古武術競技教場規則に規定するものとする。

教場の廃止申請が提出されたとき、事務局は古武術競技教場規則に基づき、速やかに廃止要件の検討を行い組織委員会に報告するものとし、組織委員会はこの報告により廃止の可否を決する。

廃止の可否決済の結果は事務局を通じて申請者に通知されるものとする。

以後の手続きは古武術競技教場規則に規定するものとする。

なお、廃止申請と伴に教場長からの支援相談がある場合は、事務局は指導員ならびに生徒の他教場への斡旋、紹介を行い、他の教場に対し支援要請の通知を行う事で、円滑な廃止を支援するものとする。

## 第七条

### 古武術競技教場規則の制定

組織委員会は教場の円滑な運営と、変則的なローカルルールによる混乱を防止し教場長の運営指針を示すと伴に、指導員と生徒の均一な教場参加を目的とし古武術競技教場規則を制定する。

#### 第一項 教場規則の策定組織

教場規則の策定は組織委員会の組織委員に加え、認定指導員2名以上の推薦または認定指導員の自薦により組織委員会が認定した、教場運営を行っている認定指導員および教場運営経験のある認定指導員3名で構成される教場規則の策定委員会により策定されるものとする。

#### 第二項 教場規則の改変

教場規則は組織委員会の発議によって、規則の改変、追加、削除が行われるものとする。

組織委員会は、事務局長の定例報告に基づき教場規則が報告時点の情勢に適合しているかを勘案し評価の上、発議事項とするかを判断しなければならない。

#### 第三項 教場長による規則改定要請

教場規則の改変、追加、削除は策定委員による専権事項であるが策定委員である認定指導員を通じて教場長は、教場規則の改変、追加、削除に関する発議を要請することができる。

要請が行われた場合、組織委員会は策定委員を招集し協議する。協議結果は事務局を通じて申請者並びに申請受理者の認定指導員に通知するものとする。

## 第八章【指導員】

(令和4年1月1日)

### 第一条

#### 古武術競技指導員の定義

古武術競技指導員は、組織委員会が定める認定基準を満たし組織委員会が実施する認定試験において合格したもので、組織委員会から認定証の交付を受けたものを言う。

認定指導員は指導を行う際には認定証を携帯し、教場生徒を含む組織委員会関係者に、身分の確認を目的として認定証の提示を求められた7場合これを提示し、認定指導員である旨を明示しなければならない。

#### 第二条 古武術競技指導員の種類

古武術競技指導員は認定規則に定める認定基準に応じて次に挙げる3種を定める。

##### 1. 初級指導員

一般名称を「指導員」または「コーチ」とする。

初級指導員は古武術競技教場の主宰を認める。

初心者から競技出場者までの指導を行う。

##### 2. 中級指導員

一般名称を「審判」または「審判指導員」とする。

中級指導員は初級指導員以下の指導を行う事ができる。

また、競技会および審査会の審判員を行う事ができる。

##### 3. 上級指導員

一般名称を「本審判」または「本指導員」とする。

上級指導員は中級指導員以下の指導を行う事ができる。

また、競技会および審査会の審判員または審査員を行う事ができる。

### 第三条

#### 古武術競技指導員の認定

古武術競技指導員は古武術競技指導員認定規則に定める詳細手続きに基づいて認定されるものとする。

##### 第一項 認定試験の実施

古武術競技指導員の認定試験は年1回の開催とし

開催日時は事務局が候補日を設定し、組織委員会の認証によって

決定される。ただし、開催日は前回試験日から8ヶ月を経過し

前回試験日から16ヶ月を経過しない範囲で選定されるものとする。

開催日時が上記の定めを含むことが困難である場合は、事務局は速やかに経緯と見込み、対処方針を関係者に通知するものとする。

##### 第二項 認定の取り消し

古武術競技指導員の認定試験に合格したもので、後に欠格事由が明白になった場合は、この認定を取り消し認定証の返還を求める。。また認定証の返還請求と共に、電子媒体または紙面を用いて公示されるものとする。

欠格事由、公示方法、公示期間などの詳細は古武術競技会組織委員会指導員認定規則に定めるものとする。

#### 第四条

##### 古武術競技指導員認定規則の制定

組織委員会是指導員資格の明確化と、指導者の質の安定を目的として古武術競技指導員認定規則を策定するものとする。

##### 第一項 指導員認定規則の策定組織

指導員認定規則の策定は組織委員会の組織委員に加え、上級指導員2名以上の推薦または上級指導員の自薦により組織委員会が認定した、上級指導員3名で構成される教場規則の策定委員会により策定されるものとする。

##### 第二項 指導員認定規則の改変

指導員認定規則は組織委員会の発議によって、規則の改変、追加、削除が行われるものとする。

組織委員会は、各認定審査会の状況に基づき指導員認定規則が認定審査会実施時点の情勢に適合しているかを勘案し評価の上、発議事項とするかを判断するものとする。